

日本語ドメイン名協会の組織と日本語ドメイン名協会会則

日本語ドメイン名協会の組織

[構成員]

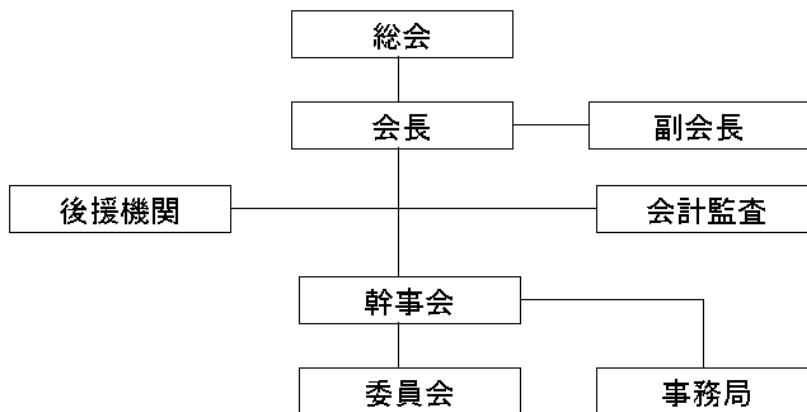
会員： 一般会員(協会参加の法人及び団体)

特別会員(協会支援の法人、団体及び個人)

賛助会員(協会の活動に賛同し支援を行う法人及び個人)

後援機関： 国の機関等

[組織]



日本語ドメイン名協会会則

(名称)

第1条 本協会は、「日本語ドメイン名協会(以下「協会」という。)」と称し、英文表記では Japanese Domain Names Association(JDNA)とする。

(目的)

第2条 協会は、日本語ドメイン名の普及促進を目的とするもので、日本語ドメイン名に関する情報交換、日本語ドメイン名表記法の規定、多言語ドメイン名の標準化推進、多言語ドメイン名システム（DNS）の開発、多言語ドメイン名対応アプリケーションの開発・相互運用性の向上・普及を図る等の活動を通じて、日本語ドメイン名関連ビジネスの拡大を図る。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本語ドメイン名に関する情報交換の場を設ける
- (2) 日本語ドメイン名の表記法を規定する
- (3) 日本語を扱う多言語ドメイン名の標準化を推進する
- (4) 多言語ドメイン名システム（DNS）の開発・機能拡張を行う
- (4) 多言語ドメイン名対応アプリケーションの開発・相互運用性の向上・普及を図る
- (5) その他協会の目的に沿った関連事業を行う

(構成)

第4条 協会は、協会に参加を申し込んだ次の会員から構成される。

- (1) 一般会員：協会参加機関の法人または団体
- (2) 特別会員：協会支援機関の法人、団体または個人
- (3) 賛助会員：協会の活動に賛同し援助を行う法人、団体または個人

2 協会に後援機関を置くことができる。

(入会)

第5条 協会に入会しようとするものは、協会に入会申込書をもって入会の申し込みをしなければならない。

- 2 入会は、幹事会の承認を得なければならない。
- 3 後援機関は、幹事会において定める。
- 4 一般会員は、協会委員を登録しなければならない。また、その協会委員を変更しようとするときは、協会にその旨を届けなければならない。

(退会)

第6条 協会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届けなければならない。

(役員)

第 7 条 協会に役員として会長 1 名、副会長複数名、代表幹事 1 名、幹事若干名および会計監査 1 名を置く。

- 2 役員は、総会において会員の中から協会委員が選出する。
- 3 会長は、協会を代表し、その業務の運営を掌理する。
- 4 会計監査は、協会の会計を監査する。
- 5 役員の任期は、次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 役員について第 5 条第 4 項に基づく変更があった場合には、幹事会の承認を得て変更後の協会委員がその職務を引き継ぐものとする。

(総会)

第 8 条 総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は会計年度終了後 1 か月以内を目途に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

- 2 総会は、会員によって構成する。
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、会員の過半数の出席によって成立する。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 7 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 役員の選出(前条第 6 項の場合を除く。)
 - (2) 事業計画、予算および会計報告の承認
 - (3) 会則の改正
 - (4) 設立および解散
 - (5) そのほか幹事会が必要と認める重要事項
- 8 総会に出席できない会員は、議長にその権利を委任することができる。この場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(幹事会)

第9条 協会に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事および幹事をもって構成する。

3 幹事会は、この会則で別に定めるもののほか次の事項を審議決定するため、必要に応じ、代表幹事が召集する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 特別会員及び賛助会員の審査に関する事項
- (4) 会長が特に必要と認めた事項

(委員会)

第10条 事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて幹事会の承認により、委員会を設置することができる。

2 委員会の設置および運営に関する事項は、幹事会が定める。

(事務局)

第11条 協会の事務処理のため事務局を設ける。

2 事務局は、JPNIC内に置く。

(会費)

第12条 一般会員は、毎会計年度100万円/口の会費を納入しなければならない。

2 納入した会費については、理由のいかんにかかわらず返還しない。

3 特別会員の会費は免除する。

4 賛助会員の会費は幹事会における審査時に個別に定める。

(経費)

第13条 協会の経費については、会費、寄付金そのほかの収入をもって充てる。

(資産の管理)

第14条 協会の資産は、代表幹事が管理するものとする。

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第 16 条 協会の運営に必要な事項は、協会において定める。

附則

1 この会則は、協会の設立の日から施行する。

2 協会の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、協会の設立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

3 協会の設置期間は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

ただし、協会の設置を延長する場合は、総会の議決を経て期間を限り延長することができる。